

草津市立認定こども園園名等選定委員会 概要

1. 審議項目

平成28年4月に認定こども園へ移行、開園予定の第五保育所（矢橋町）および笠縫東幼稚園（平井三丁目）について、その園名、園歌、園章の選定に係る審議を行います。なお、当委員会は、草津市市民参加条例第9条により、公開することとなっております。委員会で審議いただいた内容は、会議録としてまとめ、資料と併せて草津市のホームページに掲載させていただきます。

2. 委員構成（平成27年度）

委員資格者	区分	人数
(1)学識経験を有するもの	幼児教育・保育の学識経験者	1名
	音楽関係者	1名
	美術関係者	1名
(2)関係する地域住民を代表する者	まちづくり協議会 (自治連合会)関係者等	2名 (老上・笠縫東学区各1名)
(3)公募市民		2名
(4)認定こども園の関係者	保護者会・PTA等	2名 (第五保・笠縫東幼各1名)
	計	9名

3. 任期

委嘱日（平成27年5月29日）から選定した園名等を市長に答申する日まで

4. 定足数、議決の方法

委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと定められており、5名以上の出席が必要となります。（草津市附属機関運営規則第6条第1項）

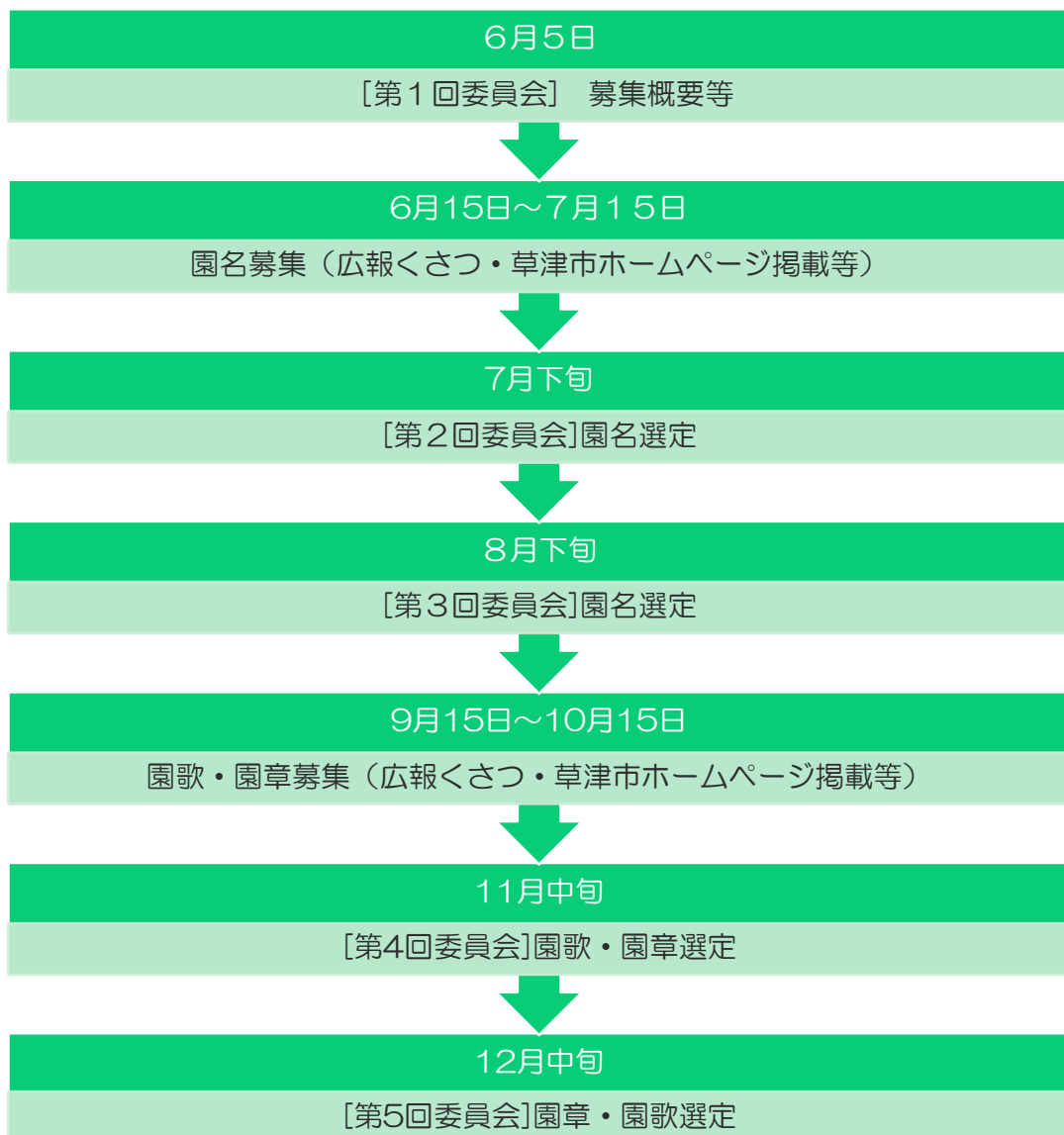
また、議事は、出席した委員の過半数をもって可決され、同数のときは委員長の決するところによります。（草津市附属機関運営規則第6条第2項）

5. 関係人の出席

当委員会では、第五保育所、笠縫東幼稚園の職員が関係人として参加させていただきます。また、関係機関からの推薦により委嘱させていただいた方がやむを得ず欠席される場合は、各団体に所属する関係人の出席が可能です。（草津市附属機関運営規則第7条）ただし、関係人が出席されましても、定足数や議決数には含まれませんのでご注意ください。

6. スケジュール

（審議の進捗状況により、変更の可能性があります。）



※委員会については、平日に開催予定